

第二種特定鳥獣管理計画「愛媛県ニホンザル適正管理計画」新旧対照表

改正後（第2次）	改正前（第1次）
<p>1 計画策定の目的及び背景 （前略）</p> <p>そこで、ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な存続と農林作物等被害の軽減を図るため、<u>令和元年度に第二種特定鳥獣管理計画として「第1次愛媛県ニホンザル適正管理計画」を策定して適正な個体群管理の方針を定め、令和2年度から、効果的な捕獲と被害防除対策を計画的に推進している。このたび、県の鳥獣保護管理事業計画の改訂に合わせて「第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画」を策定するものである。</u></p>	<p>1 計画策定の目的及び背景 （前略）</p> <p>そこで、ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な存続と農林作物等被害の軽減を図るため、<u>_____第二種特定鳥獣管理計画として「第1次愛媛県ニホンザル適正管理計画」を策定し、<u>適正な個体群管理の方針を定めるとともに_____、効果的な捕獲と被害防除対策を計画的に推進することとする。</u></u></p>
<p>3 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、<u>令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの5年間とする。</u></p>	<p>3 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、<u>令和2(2020)年4月1日から令和4(2022)年3月31日までの2年間とする。</u></p>
<p>5 管理の目標等</p> <p>(1) 現状</p> <p>イ 生息動向及び加害レベルの判定並びに捕獲状況</p> <p>(イ) 加害レベルの判定 （前略）</p> <p>全県のサル群れの分布を推定した結果、79群、約2,100～2,600頭と推定された<u>(H30調査結果)</u>。環境省ガイドラインに示されている加害レベル判定基準で、県下のサル群れの加害レベルを判定した結果、害性が高いとされる加害レベル3以上の群れは56群、うちレベル3が24群、レベル3～4が14群、レベル4が17群、レベル4～5が1群確認された。県内に生息する加害群の加害レベル合計値は、212～232である。〔図－6〕</p> <p>(ウ) 捕獲の状況</p> <p>サルは非狩猟鳥獣であることから、捕獲のすべてが有害鳥獣捕獲により</p>	<p>5 管理の目標等</p> <p>(1) 現状</p> <p>イ 生息動向及び加害レベルの判定並びに捕獲状況</p> <p>(イ) 加害レベルの判定 （前略）</p> <p>全県のサル群れの分布を推定した結果、79群、約2,100～2,600頭と推定された<u>_____</u>。環境省ガイドラインに示されている加害レベル判定基準で、県下のサル群れの加害レベルを判定した結果、害性が高いとされる加害レベル3以上の群れは56群、うちレベル3が24群、レベル3～4が14群、レベル4が17群、レベル4～5が1群確認された。県内に生息する加害群の加害レベル合計値は、212～232である。〔図－6〕</p> <p>(ウ) 捕獲の状況</p> <p>サルは非狩猟鳥獣であることから、捕獲のすべてが有害鳥獣捕獲により</p>

改正後（第2次）	改正前（第1次）
<p>実施されている。県内の有害鳥獣捕獲数は、平成21(2009)年度では200頭に満たない数であったが、その後は増加傾向にあり、<u>令和2(2020)年度には約800頭と4倍程度</u>に増加している。特に、東予、南予の一部地域での捕獲数が増加傾向にあり、サルの分布拡大と被害増加に伴うものと推察される。〔表－2〕〔図－7〕</p> <p>市町別の捕獲実施状況を見ると、銃器又は小型檻、くくり罠での捕獲に取り組む自治体が多い一方、中型・大型檻やICTを活用した捕獲に取り組むところは限定される。〔表－3〕</p> <p>表－2 市町別サル有害鳥獣捕獲数の推移 （添付省略）</p> <p>図－7 サル有害鳥獣捕獲数の推移 （添付省略）</p> <p>表－3 市町別サル有害鳥獣捕獲の実施状況（令和元年度） （添付省略）</p> <p>ウ 被害及び被害防除対策の実施状況 （ア）被害状況</p> <p>サルによる農林作物の被害額は、平成22(2010)年度から平成25(2013)年度にかけて減少傾向にあったが下げ止まり、その後増加傾向に転じ、平成27(2015)年度の約2千万円から<u>平成30年(2018)年度以降、3年連続して3千万円を超えている</u>。特に東予での増加が顕著に見られる。中予、南予はおおむね横ばいに推移している。農林作物の被害面積は被害額と同様の増減傾向を示している〔図－8〕</p> <p>（後略）</p> <p>図－8 サルによる農林作物の被害額・被害面積の推移</p>	<p>実施されている。県内の有害鳥獣捕獲数は、平成21(2009)年度では200頭に満たない数であったが、その後は増加傾向にあり、<u>平成30(2018)年度には約600頭と3倍程度</u>に増加している。特に、東予、南予の一部地域での捕獲数が増加傾向にあり、サルの分布拡大と被害増加に伴うものと推察される。〔表－2〕〔図－7〕</p> <p>市町別の捕獲実施状況を見ると、銃器又は小型檻、くくり罠での捕獲に取り組む自治体が多い一方、中型・大型檻やICTを活用した捕獲に取り組むところは限定される。〔表－3〕</p> <p>表－2 市町別サル有害鳥獣捕獲数の推移 （添付省略）</p> <p>図－7 サル有害鳥獣捕獲数の推移 （添付省略）</p> <p>表－3 市町別サル有害鳥獣捕獲の実施状況_____ （添付省略）</p> <p>ウ 被害及び被害防除対策の実施状況 （ア）被害状況</p> <p>サルによる農林作物の被害額は、平成22(2010)年度から平成25(2013)年度にかけて減少傾向にあったが下げ止まり、その後増加傾向に転じ、平成27(2015)年度の約2千万円から<u>平成30年(2018)年度には約3千万円と1.5倍に増加した</u>。特に東予での増加が顕著に見られる。中予、南予はおおむね横ばいに推移している。農林作物の被害面積は被害額と同様の増減傾向を示している〔図－8〕</p> <p>（後略）</p> <p>図－8 サルによる農林作物の被害額・被害面積の推移</p>

改正後（第2次）	改正前（第1次）
<p>(添付省略)</p> <p>図-9 サルによる農林作物の被害額の内訳 <u>(令和2年度)</u> (添付省略)</p> <p>表-5 サル被害防除対策の実施状況 <u>(平成30年度)</u> (添付省略)</p> <p>図-11 免許種別狩猟者登録数の推移 (添付省略)</p> <p>図-12 年齢別狩猟免許交付件数の推移 (添付省略)</p> <p>(2) 管理の目標</p> <p>ア 管理目標 (前略)</p> <p>この目標設定を踏まえ、本県では、捕獲と被害防除対策、環境整備によって、加害性のある群れを農林業や生活環境に影響のない程度にまで減少させ、人とサルが適切に棲み分ける状況になることを目標とする。そのため、<u>本計画は、第1次計画の目標を踏襲し、令和11年度までに加害レベル4以上の加害群をなくすとともに、県内に生息する加害群の加害レベル合計値（加害レベルと推定群れ数を掛けた値の合計値）を半減させることを目標とする。</u></p> <p>【管理目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害レベルの低減 令和11年度までに、<u>加害レベル4以上の加害群をなくすととも</u> <u>に、県内に生息する加害群の加害レベル合計値（加害レベルと推定群</u> <u>れ数を掛けた値の合計値）を半減させる。</u> 	<p>(添付省略)</p> <p>図-9 サルによる農林作物の被害額の内訳(平成30年度) (添付省略)</p> <p>表-5 サル被害防除対策の実施状況 _____ (添付省略)</p> <p>図-11 免許種別狩猟者登録数の推移 (添付省略)</p> <p>図-12 年齢別狩猟免許交付件数の推移 (添付省略)</p> <p>(2) 管理の目標</p> <p>ア 管理目標 (前略)</p> <p>この目標設定を踏まえ、本県では、捕獲と被害防除対策、環境整備によって、加害性のある群れを農林業や生活環境に影響のない程度にまで減少させ、人とサルが適切に棲み分ける状況になることを目標とする。そのため、_____ 今後10年間で加害レベル4以上の加害群をなくすとともに、県内に生息する加害群の加害レベル合計値（加害レベルと推定群れ数を掛けた値の合計値）を半減させる。_____</p> <p>【管理目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害レベルの低減 捕獲と被害防除対策により<u>加害レベル4以上の加害群をなくし、県内</u> <u>の加害レベル合計値を半減</u> _____

改正後（第2次）	改正前（第1次）
<p>8 管理のために必要な具体的事項</p> <p>(2) モニタリング等の調査研究</p> <p>イ 農林作物等被害状況の把握</p> <p>被害実態の経年変化は、被害対策の妥当性を評価する指標であるとともに、生息動向や生息分布の変化の指標ともなる。収集すべき被害情報は、人身被害、生活環境被害、農林作物被害の3種である。この情報収集に当たっては、県関係機関が、市町、関係団体、農林家等の協力を得て行うものとし、被害状況とともに、被害防除状況についてもデータ蓄積に努める。集落代表者（農業集落）アンケートを実施するとともに、本計画の改定時には市町ヒアリング調査を実施する。<u>なお、平成29年度に、県内の集落代表1,372人に対して行ったアンケート結果は以下のとおり。[図-20]</u></p> <p><u>図-20 アンケート調査結果</u> (添付省略)</p> <p><u>図-21 実施体制のイメージ</u> (添付省略)</p>	<p>8 管理のために必要な具体的事項</p> <p>(2) モニタリング等の調査研究</p> <p>イ 農林作物等被害状況の把握</p> <p>被害実態の経年変化は、被害対策の妥当性を評価する指標であるとともに、生息動向や生息分布の変化の指標ともなる。収集すべき被害情報は、人身被害、生活環境被害、農林作物被害の3種である。この情報収集に当たっては、県関係機関が、市町、関係団体、農林家等の協力を得て行うものとし、被害状況とともに、被害防除状況についてもデータ蓄積に努める。集落代表者（農業集落）アンケートを実施するとともに、本計画の改定時には市町ヒアリング調査を実施する。</p> <p><u>図-20 実施体制のイメージ</u> (添付省略)</p>